

## 自転車の安全通行のポイント

- 1 できるだけ「通行可」の歩道を通行
  - 自転車は、道路（車道）の左端に寄って通行するのが原則ですが、普通自転車は、「歩道通行可」の歩道を通ることができますので、安全のため、できるだけ「歩道通行可」の歩道を通行しましょう。
  - ☆ 歩道を通行するときの注意点
    - ① 道路標識で指定されている部分を通行する
    - ② 標識がないときは、車道寄りを通行する
    - ③ ゆっくりと進行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは一時停止をする
- 2 標識に従って必ず一時停止
  - 「止まれ」の標識がある交差点では、まずその直前で一時停止し、交差点の右と左をよく見て、近づいてくる車がないことを確かめてから通行しましょう。
- 3 交差点では安全確認を徹底
  - 特に自宅周辺の交通量の少ない信号のない交差点では、車に対する警戒心を意識的に高め、安全確認を徹底しましょう。
- 4 青信号でも右左折車に目配り
  - 信号のある交差点を通行するときは、たとえ青信号でも、右左折車の有無やその動向にしっかり目配りしましょう。
- 5 必ず「自転車横断帯」を通行
  - 近くに「自転車横断帯」があるときは、その「自転車横断帯」を通行しなければなりません。
  - ☆ 「自転車横断帯」がないところでも、近くに横断歩道があるときは、自転車を押してその横断歩道を渡るようにしましょう。（歩行者が横断している場合）
- 6 標識に従って必ず徐行
  - 「徐行」の標識があるところでは、徐行しなければなりません。
  - ☆ 「徐行」とは、直ちに停止できる速度で通行することをいい、通常、人が歩く程度の速さとされています。
  - ☆ 標識がなくても、以下の場所では徐行しなければなりません。
    - ① 左右の見通しが効かない交差点
    - ② 道路の曲がり角付近
    - ③ 上り坂の頂上付近
    - ④ 急な下り坂
- 7 進路変更するときは周囲の安全を確認
  - 後方から進行してくる車が急ブレーキや急ハンドルで避けなくてはならないような進路変更をしてはいけません。
- 8 夜間はライトを点灯して通行
  - 無灯火で通行していると、車のドライバーから発見されにくくなりますので、必ずライトをつけましょう。

## 道交法に関わる自転車の違反行為

- 1 歩道を通行する
- 2 歩行者が邪魔でベルを鳴らす
- 3 歩行者の通行を妨げる
- 4 横断歩道の歩行者の通行を妨げる
- 5 右側通行禁止
- 6 横に並進禁止
- 7 信号無視
- 8 一時停止義務違反
- 9 飲酒運転
- 10 二人乗り
- 11 夜間の無灯火運転
- 12 携帯電話を使用しながら走行
- 13 傘差し運転
- 14 ハンドル等に傘を固定した運転の禁止
- 15 ヘッドホン使用の運転禁止
- 16 幼児二人以上乗せての運転禁止